

10.3 事後調査

10.3.1 事後調査

事後調査は、「発電所アセス省令」第三十一条第一項の規定により、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、実施することとされている。

- ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

これらを踏まえ、環境保全措置を講じるものの、予測の不確実性を伴う等が考えられる項目については事後調査の必要性を検討した(表 10.3-1 参照)。また、実施の必要があると判断されたものについて、事後調査計画を検討した(表 10.3-2 参照)。

なお、事後調査の結果は、報告書にとりまとめて関係機関へ提出するとともに、重要な種の保護に配慮した上で、事業者のホームページで公表する。事後調査の結果については専門家等の助言のもと、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導・助言を得た上で対策を講じることとする。

表 10.3-1 事後調査の必要性の検討結果

項目		事後調査の必要性の検討結果
動物 生態系	鳥類及びコウモリ類(バードストライク、バットストライク)	予測の不確実性の程度が大きいことから、事後調査を実施する(理由①)。
	鳥類(クマタカの繁殖確認)	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合(理由③)。
植物	重要な植物の移植	効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるため、事後調査を実施する(理由②)。

注)1. 事後調査の実施有無及び理由に記載した区分は下記のとおりである。

理由①：予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

理由②：効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

理由③：工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において、環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

理由④：代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

表 10.3-2(1) 事後調査計画（鳥類及びコウモリ類(バードストライク、バットストライク)

項目	内容
動物生態系	<p>鳥類及びコウモリ類(バードストライク、バットストライク)</p> <p>【事後調査を行うこととした理由】 ブレード・タワー等への接近・接触については、予測の不確実性の程度が大きいと考えられたことから、事後調査を実施する。</p> <p>【事後調査の内容】</p> <p>1. 調査の基本的な手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査員又は現地監視員による任意踏査を行い、「鳥類等に関する風力発電施設立地適性化のための手引き(平成27年9月修正版)」(平成27年9月、環境省自然環境局野生生物課)「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)」(令和4年8月、環境省自然環境局野生生物課)に基づき、バードストライク及びバットストライクの有無を確認する。なお、現地作業員による定期的な保守点検等の巡回時に確認された死骸も記録する。 <p>2. 死骸を発見した場合の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認位置：死骸等確認票に発見場所等を記入する。 損傷状況：特徴的な損壊状況などがあれば記入する。 写真撮影：接写数枚(死骸本体や羽のサイズが判別できるように必ず定規とともに写し込む)、遠景(風車基部と死骸の位置を写し込む)、本体がある場合は羽を広げたもの(裏、表の両面)。 確認された死骸はすべて回収、保管する(ただし、鳥インフルエンザ等の感染症リスクが懸念される場合は、写真撮影にとどめ速やかに関係機関に連絡することが望ましい。) 遺体の回収：死骸確認ラベルとともに個別別にビニール袋に回収する。回収時には、手袋着用のこと。 ビニール袋の口をビニールテープなどできつく結節したのち、死骸確認ラベル(外用)を袋の見えるところに貼り付ける。マジックでビニールテープに確認番号を記入する。 腐乱・損壊の激しい鳥類死骸の場合も、「スコップ等で土壌ごと袋詰め」する。 <div data-bbox="438 1198 1436 1478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p>3. 調査地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置した風力発電機の周辺とする。 <p>4. 調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置した風力発電機ごとに調査地点を設定する。なお、各風力発電機を中心に半径142.5m又は172.0m^{※1}を調査の範囲とする。 <p>※1 設置した風力発電機の地上からブレード先端までの高さとした。2種類の風力発電機を使用する計画ため、各風力発電機の高さにより調査範囲を設定する。</p> <p>5. 調査期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> 供用後1年間を基本とし、月に4回程度の頻度とする。 冬季の積雪期間は、十分に安全が確保できる場合にのみ実施する。 調査後は専門家の意見を踏まえて継続の可否を判断する。 <p>6. 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後調査の結果については専門家等の助言のもと、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、可能な範囲で風力発電機の稼働を調整する等、状況に応じて更なる環境保全措置を検討する。

表 10.3-2(2) 事後調査計画（クマタカの繁殖確認に係る調査）

項目		内容
動物生態系	鳥類（クマタカの繁殖確認）	<p>【事後調査を行うこととした理由】</p> <p>工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後におけるクマタカの繁殖状況を確認し、環境保全措置をより詳細に計画するため、事後調査を実施する。</p> <p>【事後調査の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖前期は目視観察により繁殖状況の確認、営巣位置（営巣木を替えていないか）を把握する。巣立ち期も目視観察により、幼鳥の有無、成長段階を把握する。 2. 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺とする。 4. 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> ・本種の営巣地及びその周辺（現地調査で確認された営巣地周辺 1km 圏内）を基本とする。 5. 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間（令和 7 年～令和 10 年）及び供用後 1 年間を対象に、抱卵期（4～5 月）、巣内育雛期（6～7 月）、巣外育雛期（8～9 月）各 1 回（3 日間）実施する。 ・調査後は専門家の意見を踏まえて継続の要否を判断する。 6. 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖状況を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、工事時期の調整等の環境保全措置を検討することとする。

表 10.3-2(3) 事後調査計画（重要な植物の移植後に関する調査）

項目		内容
植物	重要な植物の移植	<p>【事後調査を行うこととした理由】</p> <p>環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響及び地形改変及び施設の存在による重要な種への影響は現時点で実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価される。ただし、移植の効果（活着状況）については、不確実性を伴うことから、事後調査を実施する。</p> <p>【事後調査の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> ・移植後の個体の生育状況を確認し、その効果を把握する。 2. 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域とする。 3. 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> ・移植対象の重要な種（カラフトメンマ、シラネアオイ、ウワミズザクラ、トチノキ、カタクリ、タマミクリ、ヤマシャクヤクの 7 種）の移植先箇所とする。 4. 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> ・移植対象の重要な種の展葉時期を基本とする。 5. 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果については、専門家等の助言のもと必要に応じてその要因を検討し、移植先の生育環境の維持管理をする等、状況に応じて更なる環境保全措置を検討する。

(白紙のページ)